

深川市パブリックコメントによる意見募集の結果公表

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について次のとおり公表します。

【意見募集の集計結果】

1	政策等の名称	深川市こども子育て条例		
2	意見募集期間	令和7年1月31日（金）～令和7年2月14日（金）		
3	意見の件数(提出者数)	4件（1人）		
4	意見の取扱い (対応内容の分類)	分類	分類内容	件数
		修正	案を修正するもの	件
		既記載	既に案に盛り込んでいるもの	件
		参考	今後の参考とするもの	件
		その他	意見として伺ったもの	4件
5	意見の受け取り方法	持参		人
		郵便		人
		ファクシミリ		人
		電子メール		1人

【市民意見等の概要とそれに対する市の考え方】

No.	意見等の概要	件数	意見の 取扱分類	意見等に対する市の考え方
1	宇佐美常次郎先生の偉業を盛り込み、目標とすべき先達がいたことを明記すべきと申し上げる。 深川市の独自性や人材教育の先見性を、いま我々は享受しているためである。その歴史的所産こそ、次世代に受け継ぐものであり、大切な記憶となるものと申し添えます。	1	その他	条例におきましては、特定の人物のみを明記するのではなく、その形は広義的に記載するものと考えています。
2	「こども」の定義が、こども基本法第2条の定義「この法律において『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と異なっています。整合性は問題ないか。	1	その他	本条例における「こども」を定義づけしたものであり、こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象とする範囲を都度定めるものと考えます。
3	地域への誇りの書き込みが浅く、まるで他人事です。前文の骨子を担保すべき重要項目であり、もっと深川市の独自性が深堀されなければならないと思います。	1	その他	明記している「自然、文化、食、人柄」はその地域で生まれた独自性の高いものであり、その形は多様でありますので本条例において個別具体的に明記するものではないものと考えています。

4	(第16条の財政措置への言及)) 本条例は現場の教職員の負担を増加させるものです。第15条にある事業推進の進捗や効果を左右するのは、やはり現場の教職員の働きぶりの良し悪しに依存します。深川市が条例を改正して独自の予算措置を講じたい。 具体的には、教職員の勤勉手当を現行の2倍にすることです。	1	その他	個別具体的な提案については、本条例に記載すべきものではないと考えます。但し、いただいたご意見は今後の教育行政運営の参考とさせていただきます。
---	--	---	-----	---